

厚生労働省発職0826第1号

令和3年8月26日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 登記事項証明書に関する規定の明確化

一・二 (略)

三 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第五十一条第一項に規定する

助成金の支給の申請に必要な書類として、登記事項証明書を明確化すること。

四 (略)

第二 施行期日

この省令は公布の日から施行すること。